

平成30年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第52号	亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第53号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2
議案第54号	亀山市健康づくり関センター条例を廃止する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

件名	亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
----	-------------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、昼生小学校区には民設民営の放課後児童クラブが設置されていますが、施設の老朽化等により、現施設での運営が困難な状況にあることから、平成31年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものです。

一方、関小学校区には公設民営の放課後児童クラブを設置していますが、施設需要の増加により利用を希望する児童の受入れが困難となっていることから、受入れが可能な施設へ平成31年4月1日に移転するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定め、関小学校区放課後児童クラブの位置及び定員を改めます。 <別表第1関係>

ア 新たに設置する放課後児童クラブの名称等

名称	位置	定員
昼生小学校区放課後児童クラブ	亀山市中庄町1405番地	20人

イ 関小学校区放課後児童クラブの位置等

	位置	定員
改正前	亀山市関町木崎864番地1	40人
改正後	亀山市関町新所1975番地	80人

※支援の単位を2とします。

(2) 昼生小学校区放課後児童クラブの開所時間を定めます。 <第5条関係>

3 その他

(1) 施行日は、平成31年4月1日とします。

(2) 昼生小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昭和50年度建設の住山住宅については、耐用年数が超過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っています。

こうした中、昭和50年度建設の住山住宅のうち、既に入居者が退去した市道亀山市斎場線の整備に関連する住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

老朽化した昭和50年度建設の住山住宅について、入居者が退去した6戸の用途を廃止するため、その戸数を次のように改めることとします。

＜別表第1関係＞

設置年度	名称	位置	構造	戸数	
				改正前	改正後
昭和50年度	住山住宅	住山町23番地	簡易耐火平家	<u>14</u>	<u>8</u>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市健康づくり関センター条例を廃止する条例	健康福祉部長寿健康課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市健康づくり関センターでは、市民の健康の保持と推進を図るため、母子や成人保健の相談窓口、各種検診・健康診査など地域に密着した保健福祉サービスを実施してきました。</p> <p>しかしながら、近年、これらの保健福祉サービスについては、亀山市総合保健福祉センターに集約して実施していることから、亀山市健康づくり関センターの稼働率が低くなっています。</p> <p>一方、平成29年3月に策定した亀山市公共施設等総合管理計画では、保健・福祉施設の管理に関する基本方針として、稼働率の低い施設については、休止又は他施設への転用も含め、周辺施設との複合化や類似施設との集約化を視野に入れた施設の再編を行うこととしています。</p> <p>こうした中で、亀山市健康づくり関センターは、休止又は他施設への転用を行った場合であっても、他の施設を利用することによりその設置目的を達成することができることから、本年度末をもって亀山市健康づくり関センターを廃止するため、本条例を廃止するものです。</p> <p>2 廃止内容</p> <p>本条例を廃止します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成31年4月1日とします。</p>		